

議案第76号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月提出

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(28) 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当

第31条の次に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当）

第31条の2 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この条において同じ。）

の患者が療養している宿泊施設のうち公安委員会が人事委員会と協議して定めるもの又はこれに準ずる区域として公安委員会が人事委員会と協議して定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で公安委員会が人事委員会と協議して定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症にかかっている者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いがある者と接する作業又は新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業で公安委員会が人事委員会と協議して定めるもの（前号の作業を除く。）

2 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、4,000円以内とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。

（提案理由）

本県警察職員の特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。